

## 高岡市における今後の土地利用

### 1 目的

高岡市新総合計画(前期事業計画期間:H19～23、中期:H24～28)中の土地利用の方針は以下によるものとする。

この方針の策定にあたっては、過去の市街化区域への編入の見直しや農業振興地域整備計画の農用地からの除外申請の経緯等から、高岡市の土地利用の考え方の推移を把握し今日的な方針を樹立する。

### 2 今後の土地利用方針

#### (1)主なプロジェクト

- ・新幹線新駅周辺整備
- ・総合斎場関連整備
- ・(仮称)里山交流センター
- ・大滝工業団地等の造成
- ・総合グランド

他に、一般農振除外(事務所、店舗、農家分家等)

#### (2) 主要幹線道路沿線の開発誘導

主要幹線道路や都市計画道路の沿線などを優先的に開発誘導すべき区域とする。

- ・国道156号、国道8号、下関京田線、片原町伏間江線 沿線など

#### (3)市街化区域内の未利用地の開発方針

市街化区域内で一定のまとまりのある農地及び低・未利用地について、地元との協議を踏まえて道路の整備、土地区画整理事業などにより、民間活力を含めた都市的土地利用の誘導を図る。

土地利用促進関連道路整備

#### (考え方)

- ・市街化区域内の2ha以上のまとまった農地及び低・未利用地を対象地区とする。
- ・この事業により開発誘導が見込まれる地区であること。
- ・対象地区において地区計画等があるものを優先する。

(H19 事業化) 荻布地内  
(想定される地区) 上牧野地内、能町地内、江尻地内、石瀬地内、井口本江地内、  
羽広地内、戸出地内 など  
土地区画整理事業(施行中を除く)  
・木津地区 など

#### 4 地籍調査の取組み

街区三角点・多角点が設置されたことを踏まえ、中心市街地で地籍調査に取り組む。  
なお、権利関係が輻輳する民間用地の調査に時間を要することから、先行して官民境界の調査を進める。

また、地籍調査の実施には地域・地権者の理解と協力が不可欠であることから、自治会等に対する広報に務める。

#### 5 推進体制

この基本方針を実効あるものとするため、関係部局長を委員とする「土地利用戦略会議」を組織し、進捗状況の確認にあたる。

担当：都市経営課 割田(222)  
都市計画課 高木(707)